

令和2年度 バスにおける新型コロナウイルス感染症防止対策補助事業 Q&A

	問	回答
【補助対象者】		
1	補助対象となる事業者は。	兵庫県内に事業所を置く民営バス事業者（乗合バス事業者、観光（貸切）バス事業者）が対象となります。ただし、補助対象期間（令和2年4月1日～令和2年5月26日）に事業を営んでいる事業者に限ります。
2	貸切バス事業で対象となる場合は。	道路運送法第4条の一般貸切旅客自動車運送事業許可を受けている事業者が対象となります。ただし、本補助事業は観光復興を目的のひとつとしていることから、観光の用に供するバスに限ります。なお、申請者の事業内容は必要に応じて登記、定款、国の許可証等で判断します。
【補助対象経費】		
1	国の「地域公共交通感染症拡大防止対策補助事業」の補助と併用して当該補助金を受けることは可能か。	当該補助金と国の補助の併用はできません。国の「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通感染症防止対策補助事業）」の補助対象期間は、令和2年5月27日～令和3年3月31日までとなっており、本補助事業の対象期間（令和2年4月1日～令和2年5月26日）とは異なります。
2	他の地方公共団体の補助と併用して当該補助金を受けることは可能か。	他の地方公共団体、または本県が実施する他の補助事業で、同一経費での重複申請は出来ません。
3	サーモグラフィーは補助対象になるか。	サーモグラフィーは補助対象外です。
4	ビニールカーテンを設置するための材料費は補助対象になるか。	材料費は補助対象となります。領収書等に「ビニールカーテンを設置するため」など用途を明記してください。
5	設備等の数量に上限はあるか。	ビニールカーテンは運転席と客席を区切るための1設備、非接触型体温計は車両1台当たり1本限りとします。
【補助額・補助対象期間】		
1	補助金交付額に上限はあるか。	保有されている車両台数に応じて上限を設けています。詳細は補助要綱内の別表（第2条関係）をご確認ください。
2	事業着手（発注）までは補助対象期間内（R2.4.1～R2.5.26）に完了したが、納品・支払いが5月27日以降となる場合は対象となるか。	事業着手（発注）が補助対象期間内に行われていること、納品・支払いが令和3年3月10日までに完了していることの2点を満たす場合に、本補助事業の対象となります。
3	始期の判断基準は？支払いが令和2年4月1日以降のものは対象となるか。	支払いが令和2年4月1日以降であっても、事業着手（発注）が令和2年4月1日より前のものは補助対象となりません。
【申請手続き】		
1	申請に必要な書類は。	<ul style="list-style-type: none"> ①補助金交付申請書【様式第2号（第4条関係）】 ②誓約書【様式第1号の2（第3条関係）】 ③事業実施報告書【第1号様式（バス感染防止対策）】 ④誓約書【様式第2号（バス感染防止対策）】 ⑤補助対象経費の支払いが確認できる領収書等の原本 ※領収書等で購入したものの内容が確認できない場合は、請求書や納品書等支払いの内容が確認できるものを併せて提出してください。 ⑥補助対象経費の導入実績が確認できる写真 ⑦債権者登録様式 ⑧その他必要と認める書類
2	領収書が見当たらない。	<p>領収書がない場合は、支払いの確認ができないため、本補助事業を利用することはできません。</p> <p>また、クレジットカードや銀行振り込み、ネットバンキングによる支払いの場合は、領収書の代わりに以下の書類で申請可能です。</p> <p>【クレジットカード払いの場合（①～③すべて）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①カード利用明細書 ②通帳引き落とし明細（コピー） ③請求書、納品書（商品明細と購入者（＝申請者）が確認できるもの） <p>【銀行振り込み・ネットバンキング（①②すべて）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①振り込み控え（コピー）または通帳引き落とし明細（コピー） ②請求書、納品書（商品明細と購入者（＝申請者）が確認できるもの）
3	交付申請はいつまでに行えばよいか。	令和3年3月10日までに交付申請書等を提出してください。ただし、交付申請書が実績報告を兼ねていることから、補助金を早期にお支払いするためにも、可能な限り早い時期に交付申請書等を提出してください。